

射水市指定宅地取得支援助成金交付制度

市が指定する住宅団地において、居住のために宅地を購入し住宅を新築された方に対し、市が助成金を交付します。

対象者等

【団地型】

市が指定した住宅団地で土地を購入され、次の条件をみたすもの。

- ① 取得する土地の面積は165㎡以上（約50坪）であること。
- ② 土地の取得後、1年以内に住宅を建設し、居住された方。
- ③ 住宅付土地を取得後、1年以内にその住宅に居住された方。
- ④ 土地や建物の取得者が居住者と異なる場合、土地の取得者が居住者の2親等以内の方。
- ⑤ 世帯全員が、市税の滞納がないこと。

※指定日以前に建築物が建っている土地又は、建っていた土地は、該当しません。

※「土地及び住宅付土地の取得」とは、土地及び住宅付土地の売買契約日です。

※指定日前に、土地又は住宅付土地を購入された方は、該当しません。

【空き家バンク型】

市街化区域内の土地で射水市空き家情報バンクに登録されており、登録後、連続して1年以上経過したもので前所有者が所有権を3年以上保有した土地で、かつ団地型の補助要件①を除くすべての要件を満たすもの

助成金の資格申請

上記対象者の方は、土地又は住宅付土地の取得（不動産売買契約日）から1年以内に、関係書類を添えて資格申請を行なってください（1年を経過した資格申請は受付できませんので、ご注意ください）。審査後に指定宅地取得支援助成金資格証を交付します。

交付申請（助成金を請求するとき）

資格証取得後、助成金を請求するときは、関係書類を添えて交付申請を行なってください。

取得した土地に最初の固定資産税が課せられた年度から3か年、その年度の1月4日から1月15日まで関係書類を添えて交付申請を行ってください。

※1月4日が土曜、日曜の場合は、週明けの1月5日又は1月6日以降に提出願います。

交付期間

取得した土地に対し、最初に固定資産税が課せられる年度を1年目として3年間とします。

助成金額

取得した土地面積に㎡当たり2,600円を乗じたものを助成額（100円未満の端数は切り捨て）とします。ただし、限度額は60万円です。公共事業により住所移転する場合は、**3,900円を乗じたものを助成額とし、限度額は90万円です。**

助成金の支払いは、3か年に分割して交付します。分割金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は、全て最初の交付年度の分割金額に合算します。

【手続の流れ】

- 1 **資格申請** (住宅完成・住居移転後) (申請者→市)
- 2 現地確認 (居住等の確認) (市が確認します)
- 3 資格証交付 (居住確認後) (市→申請者)
↓ 最初の土地の固定資産税課税年度
- 4 **交付申請** (第1年～第3年) (申請者→市)
- 5 交付決定 (資格及び納税確認後) (市→申請者)
- 6 支払い (市→申請者)
- 7 **資格内容変更届** (事由が発生したとき) (申請者→市)

※ 各申請書は観光・定住課へ直接提出してください。

【資格申請に必要な書類】 住宅完成・住居移転後、提出してください。

土地又は住宅付土地の取得(売買契約日)から1年以内に提出してください。

- ① 指定宅地取得支援助成金資格申請書(様式第1号)
- ② 世帯員全員の住民票
- ③ 土地及び住宅付土地の売買契約書の写し
- ④ 建築確認申請(第一面～第六面まで)及び確認済証の写し
- ⑤ 売買された土地の登記事項証明書(全部事項証明)
- ⑥ 土地取得者と申請者が異なる場合は、戸籍謄本
- ⑦ **公共事業により用地補償が行われたことが確認できる書類(該当者のみ)**
- ⑧ 位置図(住宅地図等)

【交付申請に必要な書類】

資格証にある交付期間欄の各交付年度の1月4日から1月15日までに提出してください。

(1月4日が土曜、日曜の場合は、週明けの1月5日又は1月6日以降に提出願います。)

- ① 指定宅地取得支援助成金交付申請書(様式第3号)
- ② 世帯全員の住民票
- ③ 世帯全員の市税の納税証明書
- ④ 世帯全員の課税及び納税状況の調査を認める同意書
- ⑤ 指定宅地取得支援助成金交付請求書(様式第5号)
- ⑥ 指定宅地取得支援助成金資格証(様式第2号)の写し

※ 土地や建物の権利者が居住者と異なる場合は、権利者の市税の納付証明書と同意書も必要となります。

【資格内容変更届】

下記に該当する場合、資格内容変更届(様式第6号)を提出願います。

- ① 資格証を受けた者が死亡したとき。
- ② 資格証を受けた者の住所に変更があったとき。
- ③ 助成金交付対象土地の所有権に変更があったとき。
- ④ 助成金交付対象土地上の家屋が滅失したとき。

各種申請書の様式は、射水市ホームページの

[トップページ](#) > [各課のページ](#) > [観光・定住課](#) > [射水市指定宅地取得支援助成金制度](#)
からダウンロードできます。

指定宅地取得支援助成金資格申請書

年 月 日

射水市長

射水市指定宅地取得支援助成資格の承認を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者	ふりがな 氏 名					
	生年月日	年	月	日	年齢	歳
	現住所	郵便番号		電話番号		
	職 業	電話番号				
家族 の 状 況	氏 名	年 齢	世帯主と の 関 係	職 業	備 考	
取得した土地	所 在	地 番	地 目	地 積 (m ²)	所有者氏名	

指定宅地取得支援助成金交付申請書

年 月 日

射水市長

年度射水市指定宅地取得支援助成金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者	助成金資格証 交付年月日	年 月 日				
	助成金資格者 氏 名					
	生 年 月 日	年 月 日	年齢	歳		
	現 住 所	電話番号				
	職 業	電話番号				
家族 の 状 況	氏 名	年 齢	世帯主と の 関 係	職 業	備 考	
助成金交付対象地	所 在 地 番	地 目	地 積 (m ²)	所 有 者		

同 意 書

年度射水市指定宅地取得支援助成金の交付について、交付を受けた日から1年間必要があるとき、私の市税の課税状況及び納税状況を税務関係課から報告を求めることに同意します。

年 月 日

助成金資格証交付年月日	年 月 日	
住 所	射水市	
区分	氏 名	生年月日
1		年 月 日
2		年 月 日
3		年 月 日
4		年 月 日
5		年 月 日
6		年 月 日
7		年 月 日
8		年 月 日

※ 同居する18歳以上の方、全員署名してください。

指定宅地取得支援助成金交付請求書

年 月 日

射水市長

住 所
氏 名
電話番号

年度射水市指定宅地取得支援助成金を下記のとおり請求します。なお、助成金は、次の指定口座に振り込んでください。

記

助成金資格証交付年月日	年 月 日	
今回請求額	金 円也	
指 定 口 座	金融機関名	
	本・支店名	
	口座種別	
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	

※ 振込先の口座（上記指定口座）は、申請者本人の口座をお願いします。

※ 上記指定口座は、第一回目に登録をおこないます。原則、二回目以降の変更はできません

指定宅地取得支援助成金資格内容変更届

年 月 日

射水市長

住 所
氏 名

射水市指定宅地取得支援助成資格について、その内容に変更がありましたので、下記のとおり届け出ます。

記

助成金資格証交付年月日	年 月 日	
助成金資格変更内容	変更前	変更後
助成金資格者氏名		
助成金資格者住所		
助成金交付対象 土地の所有権		
助成金交付対象 土地上の家屋		
変更事由		